

(公印省略)

令和 3 年 9 月 6 日

保護者各位

東九州龍谷高等学校

校長 宇都宮 俊一

教職員と生徒との SNS 等によるやり取りの禁止について

新涼の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本校では、教職員が生徒の携帯電話等に電子メールの送受信及び通話をするのは、あらゆる学校教育活動において必要かつやむを得ない場合のみ許可をしておりました。

このたび、「教職員と生徒との SNS 等によるやり取りを禁止する教育委員会からの通知」を踏まえ、本校におきましても、教職員が生徒と SNS 等（LINE や各種アプリのダイレクトメッセージ（DM）機能、電子メール等）で送受信及び通話することを原則として禁止することといたします。

つきましては、下記のとおり対応しますことをご連絡申し上げますとともに、趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 現代の高度情報化したネット社会の中にあっては、学校における連絡手段としての SNS 等の利便性や効果を否定することはできないものの、公私の混同につながる危険性があることから、教職員が個人の携帯電話等を用いて、生徒に SNS 等で送受信及び通話することを原則として禁止することとします。
- 2 1 の原則を踏まえた上で、他に連絡手段がない等、やむを得ない場合に限り、SNS 等での連絡を許可することとします。また、教職員が事前にメールアドレス等を把握する生徒の対象範囲と使用目的を校長に申請することとします。
なお、やむを得ない場合とは、担任等が生徒に対して緊急に連絡を取る必要がある場合など、ごく限られたものとなります。
- 3 生徒から、私的な内容を含め、送信することがないよう指導を徹底します。
- 4 教職員は、生徒から SNS 等で相談があった場合は、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげるものとします。